

【記入例8】平成28年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、税金の申告に使用しますので、配偶者や扶養家族(以下「扶養親族等」)がない方も、必ず提出する必要があります。(既に大学等に申告書を提出している場合でも、平成28年4月分からの分として本会への提出の必要があります。)

※書き方の詳細について不明な点がある場合には必ず最寄りの税務署へ確認してください。
 【税についての相談窓口】 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>

全員必ず記入

「あなたの氏名」…申請書記載の戸籍名を記入し、自署でも必ず押印してください。
 「世帯主」…自身の場合は、世帯主欄に戸籍名、続柄欄に「本人」と記入し、世帯主が他者の場合は、その氏名とあなたとの続柄を記入してください。
 「あなたの住所」…最新の住民登録住所を記入してください。(採用手続申請システムに登録した住民登録住所と確認)
 ※個人番号の提供については別途依頼しますので、本申告書に「個人番号(あなた、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族(16歳以上)、16歳未満の扶養親族)」を記入する必要はありません。

全員必ず記入

以下、該当者のみ記入
 (この【記入例8】の裏面参照)

● 控除対象となる配偶者(夫または妻)がいる。

● 控除対象となる年齢16歳以上の親族がいる。

● 本人が勤労学生、寡婦(寡夫)である場合
 ● 本人、配偶者、扶養親族のいずれかに障害者の方がいる場合

以下、該当者のみ記入

● 年齢16歳未満の扶養親族がいる

住民税に関する事項

<採用5>

採用年度	平成 28 年度
資格	SPD PD RPD DC2 DC1
領域	
受付番号	

※個人番号の提供に16歳未満の扶養親族

平成 28 年 分 給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 (異 動) 申 告 書

所轄税務署長等 麹町 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 独立行政法人 日本学術振興会	(フリガナ) あなたの氏名 (戸籍名)	生年月日 明・大 昭・平 年 月 日	配偶者の有無 有・無
市区町村長 市 区 町 村 長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区麹町5-3-1	あなたの住所(郵便番号)又は居所	あなたとの続柄	



あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫、勤労学生、又は、左記の障害者、寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合は、この申告書の裏面に「申告」等をお読みください。

区分等	氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭22.1.1以前生)	特定扶養親族(平6.1.2生、平10.1.1生)	住所又は居所	平成28年中の所得の見積額 (非居住者による事実)	異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった場合に記載してください。以下同じ。)
控除対象配偶者				明・大 昭・平					
控除対象扶養親族(16歳以上)(平13.1.1以後生)	1			明・大 昭・平		同居・その他 老親等			
	2			明・大 昭・平		同居・その他 老親等			
	3			明・大 昭・平		同居・その他 老親等			
	4			明・大 昭・平		同居・その他 老親等			
	5			明・大 昭・平		同居・その他 老親等			
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	1 障害者	区分 該当者 本人 控除対象配偶者 扶養親族	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載」についての「注意」の(8)をお読みください。)					異動月日及び事由

他の所得者控除を受け扶養親族
 こちらに記入した16歳未満の扶養親族を他の方(夫婦、兄弟等)の扶養親族とすることは出来ません。例えば母親の扶養親族とした場合は、父親の扶養親族からは除外してください。

住民税に関する事項

(住民税に関する事項) 16歳未満の扶養親族(平13.1.2以後生)	氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外(国外扶養親族)	平成28年中の所得の見積額
1				平 . .			円
2				平 . .			
3				平 . .			

平成28年中の所得の見積額が0円の場合についても空欄ではなく必ず記入してください。

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

【記入例8】 平成28年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

該当者のみ確認

この申告書の提出の際には、必ず申告書の
コピーをとり、手元に保管してください。

必ず**38万円以下**であることを確認してください。

例1 扶養親族等の平成28年中の給与所得の見積額が100万の場合
100万 - 65万 = **35万**

例2 扶養親族等の平成28年中の給与所得の見積額が65万円未満の場合
64万 - 65万 = マイナスになった場合には**0**と記入(空欄ではなく必ず0と記入してください。)

A

控除対象配偶者

所得者と生計を一にする配偶者(青色事業先従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)で、**合計所得金額が38万円以下**の控除対象配偶者がいる場合、この欄に記入してください。

収入そのままの金額ではなく、所得控除額65万を引いた所得の見積もり額を必ず記入してください。

「控除」とは、税金の課税対象となる所得金額を控除分少なくすることをいいます。

「所得」とは、給与等の収入金額から所得税法で定めた給与所得控除額を差し引いた金額です。

区分等	氏名及び番号	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭22.1.1以前生)	特定扶養親族(平6.1.2生) (平10.1.1生)	住所又は居所	平成28年中の所得の見積額 非居住者である親族 生計を一にする事実	異動月日及び事由 平成28年中に異動があった場合に記載してください。(以下同上)
A 控除対象配偶者			明・大昭・平				円	

B

控除対象扶養親族

控除対象扶養親族が、**国外に居住されている場合は**、親族関係書類を添付してください。
https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/kokugaifuyou_leaflet.pdf

必ず**38万円以下**であることを確認してください。
※公的年金等の場合には、計算方法が異なりますので不明な点は最寄りの税務署へ確認してください。

控除対象扶養親族(16歳以上)(平13.1.1以前生)	1	2	3	同居老親等	同居その他	同居その他	同居その他
				明・大昭・平			
				明・大昭・平			

こちらに記入した控除対象扶養親族を他の方(夫婦、親子、兄弟等)の扶養親族とすることは出来ません。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和21年1月1日以前生)の場合には次のとおりいずれかに○をつけます。

- ① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき→「同居老親等」
- ② その人が①以外の人であるとき→「その他」

C

障害者、寡婦、寡夫、又は勤労学生

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当するかどうかを確認する場合には最寄りの税務署に確認してください。

※勤労学生はDC申請者で研究遂行経費希望、かつ採用年の1月~12月に特別研究員以外の収入合計4万円以下の方が該当いたします。

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合、必ずこの欄を記載してください。記載方法で不明な点は、最寄りの税務署で確認してください。

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	1 障害者	2 寡婦	3 特別の寡婦	4 寡夫	5 勤労学生	左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載」についてのご注意)の(8)をお読みください。	異動月日及び事由
	区分 該当者	本人	控除対象配偶者	扶養親族			
	一般の障害者			()人			
	特別障害者			()人			
	同居特別障害者			()人			

よくある質問

Q1 申告書の「世帯主」欄は誰を記載すればよいですか?
A 住民票に記載されている世帯主の氏名を記入してください。

Q2 海外渡航のため、日本国内に住民登録が無いのですが、どの住所を記載したらよいですか?
A 海外渡航直前に登録のあった国内の住所を記入してください。

Q3 特別研究員採用前の収入が少ないのですが、勤労学生に該当しますか?
A 所得の見積額が65万円以下の方が該当します。研究遂行経費(奨励金の30%)は課税対象外ですので、計算式は下記のとおりです。
給与所得 [DC奨励金月額20万円×9ヶ月(4月~12月)-研究遂行経費6万円×9ヶ月]-控除額65万円=特別研究員としての所得の見込額61万円
よって、勤労学生はDC申請者で研究遂行経費希望、かつ採用年の1月~12月に特別研究員以外の収入合計4万円以下の方が該当いたします。